

議案第33号

基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定について

基山町合宿所の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成29年11月6日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町合宿所の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 心身の健全な発達と文化・スポーツの振興及び地域の活性化を図るため、合宿所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 合宿所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 基山町合宿所

位置 基山町大字宮浦695番地6

(施設)

第3条 基山町合宿所（以下「合宿所」という。）に施設として、宿泊施設及び食堂施設を置く。

(利用の許可)

第4条 合宿所を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、町長が別に定める事項を遵守しなければならない。

3 町長は、利用許可をする場合において、合宿所の管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に必要な条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、合宿所の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある個人又は組織の利益になるとき。

- (3) 合宿所の建物、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合宿所の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。
(使用料等)

第6条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

- 2 食事に係る料金及びその納付方法については、町長が別に定める。
(使用料の減免)

第7条 町長は、公益上特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、合宿所を利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外の目的に利用してはならない。
(利用許可の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは利用を停止させ、又は利用許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は利用許可に付した条件等に違反したとき。
- (3) 災害その他不可抗力による事由により合宿所を利用させることができなくなったとき、又は利用させることが不適当と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

- 2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、町長は、その責めを負わない。
(禁止行為)

第11条 何人も、合宿所において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 合宿所の建物、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、合宿所の管理運営上支障がある行為をすること。
(職員の立入り及び指示)

第12条 合宿所の職員は、合宿所の管理運営上必要があるときは、利用中の建物等に立ち入り、又は利用者に必要な指示をすることができる。
(原状回復の義務)

第13条 利用者は、合宿所の利用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは合宿所の利用を停止されたときは、直ちに利用した合宿所の

設備等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、合宿所の建物、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 町長は、第1条の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、基山町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第12号）の規定に基づき、指定管理者に合宿所の管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い、合宿所の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 町長が前条第1項の規定により指定管理者に合宿所の管理を行わせる場合に指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合宿所の利用許可に関すること。
- (2) 合宿所の維持管理に関すること。
- (3) 合宿所の運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(利用料金)

第17条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に合宿所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、合宿所を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

(準用)

第18条 第4条から第6条まで及び第10条の規定は、第15条第1項の規定により指定管理者に合宿所の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(準備行為)
- この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第6条、第17条関係）

区分	単位		使用料	備考
宿泊	宿泊施設 (室料)	8人部屋	1室1泊	3,900円
		6人部屋	1室1泊	3,600円
		4人部屋	1室1泊	2,400円
	宿泊施設 (宿泊料)	大人	1人1泊	800円 ※宿泊料は、室料に加算する。
		高校生等	1人1泊	400円 ※大人は、18歳以上の者とする。
		中学生以下	1人1泊	200円 ※高校生等は、高等学校の生徒（18歳以上を含む。）及びこれに相当する者とする。
室料		和室	1室1時間	200円
設備	洗濯設備		1回	100円
	乾燥設備		1回	100円
	冷暖房設備		1回1時間	100円

備考

- 利用時間は、準備、後片付け及び原状回復に要する時間を含む。
- 利用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

提案理由

合宿を通じて心身の健全な発達と文化・スポーツの振興及び地域の活性化を図ることを目的に、基山町合宿所を設置するため、基山町合宿所の設置及び管理に関する条例を制定する必要がある。

平成29年11月6日原案可決